

産登記法第14条地図と隣接地との占有状況が相違することが、NEDOが実施した用地測量時に判明している。今後実施される土地の分筆等実施する場合は、事前に法務局へ地図訂正の申し出、土地地積更正登記の手続きを実施し、法第14条地図と現地の占有状況を合致させる必要がある。今回、用地測量部分は、NEDO側所有当時に実施した用地測量図面を借用し、これを効率的に活用することで、コンサル等へ発注する必要がなくなり、確定測量と登記手続を併せて行うことが有利であり、本業務は、社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士会と随意契約を締結している。契約金額は、490万2千114円である。3月末までに事業完了の予定である。実施設計までに必要な現状地質状況の調査は、横断面・縦断面としての測量および図面作成、河川供用協議に必要な河川横断測量および図面作成は、8業者による、指名競争入札を実施し、株式会社八紘設計コンサルタントが落札し、契約額は210万円である。

### 鬼北土地開発公社と町との予算計上について。

**町長** 基本的に宅地分譲計画の中で、行政側が整備する必要のある道路・側溝・上水道などは、町費として予算計上する予定であり、土地開発公社では、法的に認められている土地造成、特に今回は宅

地分譲部分である将来個人の所有になる部分の整備費を計上することになっていて、町が債務を補償しているため、いずれも町財源となるが、それぞれ別の予算計上をする必要がある。土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条第1項の規定に基づき、地域の秩序ある土地開発整備を推進する目的を基本として、その当時、工場跡地の一括購入は、厳しい財政運営が続く当町にとつて、単年度購入が不可能であったことは、ご案内のとおりであり、合併特例措置のある10年間で総合的な利用計画を策定し、買い戻すこととして土地購入費の債務負担行為を計上し議決いただいている。したがって、ご指摘の事業資金の迂回的方法という見解で、公社運営を操作したことはないのをご理解をいただきたい。ただ、不透明感を払拭するため、今後事業規模の確定次第、再度、2つの会計の関係を明記した資料を事務局より提出させていただくので、ご理解いただきたい。

### 入札制度の改善について

**入札件数と総金額、平均落札率、町内外の落札業者割合について。**

**町長** 平成17年度の議決事業は、12件、総金額は7億4千528万3千円、その平均落札率は92.81%、町内外の業者割合はそれぞれ50%となっている。

追加工事を再入札にしないことについて。

**町長** 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号では、「競争入札に付することが不利と認められるとき」とあり、その事例として、①打ち切った工事の再起工のとき、中止した工事をその後の事情変更等によって、再び継続して実施するとき、②継続費を設定して、工事全体を一括して契約し、契約期間中に変更契約を締結するとき、③関連工事等を履行させるとき、④多量の物品を購入するとき、⑤契約時期を失うとき、⑥印刷物の契約で期間が接近した追加発注をするとき、⑦損害を被る恐れが明らかに認定される特殊なケースのとき等とされている。

**議会に議決を求められない年間の契約数、契約金、発注方法について。**

**町長** 17年度年間の契約総件数は286件、金額は13億633万2千円、発注方法は指名競争入札が251件、随意契約が35件となっている。

**当町における一社の年間最高契約数と最高金額について。**

**町長** 年間最高契約件数は、14件(2社)、最高請負額は2億3千39万1千円となっている。

**愛媛県建設業協会鬼北分会の所属会員数と指名業者数について。**

**町長** 所属会員は31社で、うち本町業者は17社となっており、この

17社全社を指名業者として指名している。

**入札制度の改善について。**

**町長** 愛媛県では、現行で設計金額1億円以上の工事が対象の「一般競争入札」について、平成19年度に3千万以上、平成20年度からは800万以上に拡大することになっている。本町において、現在、設計金額3億円以上の工事について一般競争入札とすることとしている。一般競争入札は、不良・不適格業者の参入の恐れもあるとともに、入札契約に係る事務量の増大などの問題もあり、これまで一定規模以上の工事を対象に導入が図られてきたところであるが、公共工事の入札および契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続きの透明性・客観性、競争性が高い入札制度を導入していく必要がある、できる限り速やかに一般競争入札の範囲の拡大について検討したい。

**事前談合の対応について。**

**町長** 入札時点で事前談合の事実があるとすれば、直ちに、町公正入札調査委員会要綱に規定する委員会を招集し、県が示している談合情報対応マニュアルに準じて、その対応をすることになるが、この委員会で審議の結果「調査に値する」か「調査に値しない」かにより、その後の対応が違う。仮に調査に値するものであれば、委員会で審議し事実の確認等を行うと